

平成27年4月27日

～技術シーズの育成・社会への橋渡し機能強化へ～
産業技術総合研究所と、より広範囲な連携・協力協定を締結

[研究機能]

本学は、我が国最大級の公的研究機関として日本の産業や社会に役立つ技術の実用化や技術シーズの事業化を国家戦略として進める「国立研究開発法人産業技術総合研究所」と平成27年4月から5年間の連携・協力協定を結びました。

同研究所とは、平成19年7月から昨年度末まで「バイオマス関連分野」に関し連携・協力協定を締結しておりましたが、この新たな協定では、従来のバイオマス利用を基軸とした研究分野のみならず、広く本学の研究分野に係る研究開発、人材育成、人材交流、情報交換、情報発信などについて連携・協力を推進することとしています。

より広範囲な研究分野において連携・協力を行うことで、革新的な技術シーズの育成とそれを事業化に結びつける橋渡し機能を強化し、より一層の我が国の学術および産業技術振興への寄与ならびに地域産業への貢献を目指します。

【お問い合わせ先】

学術・社会産学連携室
理事・副学長（研究担当）吉田 総仁
TEL:082-424-5675 FAX:082-424-4592

国立大学法人広島大学と国立研究開発法人産業技術総合研究所 との連携・協力に関する協定

国立大学法人広島大学（以下「甲」という。）と国立研究開発法人産業技術総合研究所（以下「乙」という。）は、両機関の連携・協力を促進し、相互の研究開発能力及び人材等の総合力を発揮することが、我が国の学術及び産業技術の振興に重要な役割を果たすことに鑑み、以下のとおり連携・協力に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙の研究開発・人材育成等、相互協力が可能な事項について、互恵の精神に基づき具体的な連携・協力を効果的に実施することにより、我が国の学術及び産業技術の振興に寄与するとともに、地域産業に貢献することを目的とする。

（目的達成への努力）

第2条 甲及び乙は、研究開発、人材育成、人材交流、情報交換、情報発信等において連携・協力を積極的に行うために協議し、必要な事項を取決め、それらを誠実に実施するよう努めるものとする。

（連携・協力の実施事項）

第3条 本協定に基づく連携・協力の実施事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 共同研究の推進
- (2) 研究施設、設備等の相互利用を通じた戦略的な研究拠点の構築
- (3) 研究者の研究交流を含む相互交流
- (4) 人材育成の推進及び相互支援
- (5) 情報発信の相互支援及び共同実施
- (6) その他、本協定の目的遂行上必要な事項

（連携協議会）

第4条 甲及び乙は、相互に密接な連携・協力を保ち、本協定の円滑かつ積極的な推進を図るため、甲及び乙の代表者で構成する連携協議会を設置し、必要に応じて開催するものとする。

- 2 連携協議会に、連携・協力の具体的案件について検討及び情報交換を行うための連携推進会議を設置することができる。
- 3 連携協議会及び連携推進会議を円滑に運営するために、双方に事務局を置く。
- 4 その他、連携協議会の構成、運営について必要な事項は、甲及び乙が協議の上、定めるものとする。

（実施内容）

第5条 本協定第3条の実施事項に係るプロジェクト（以下、総称して「連携プロジェクト」という。）の実施内容は、連携プロジェクトごとに連携協議会において協議し、決定する。

- 2 連携プロジェクトの選定にあたっては、本協定の目的を達成するために、できる限り広範囲な連携が実現するよう努力するものとする。
- 3 連携プロジェクトの実施にあたっては、双方の既定の契約制度等を適用するものとする。

(知的財産の取扱い)

第6条 連携プロジェクトの実施により生じた知的財産権等の保全、維持及び活用に関して、双方の定めに基づくことを原則とし、この定めによりがたいときは個別の案件ごとに関係者間で別途約定することができる。

(技術情報等の管理)

第7条 甲及び乙は、本協定の内容、本協定に基づく研究協力の実施を行うにあたって相手方から開示された資料、情報及び本協定に関連して知り得た相手方の技術上の情報（以下「技術情報等」という。）については、双方の内部規定等に基づき、適切な管理を行うものとする。

(秘密保持)

第8条 甲及び乙は、前条に規定する技術情報等のうち秘密として特定（有体物に記録し秘密として表示。）した情報（以下「秘密情報」という。）の取扱いに関しては、別途締結する秘密保持契約で定めるものとする。

(改正、疑義等の解決)

第9条 本協定の改正若しくは廃止等が必要な場合又は本協定の運用等に関する疑義が生じた場合は、連携協議会において協議するものとする。

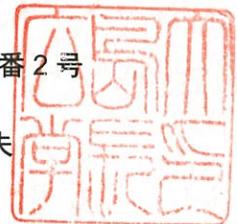
(有効期間)

第10条 本協定の有効期間は、協定締結日から5年間とする。ただし、本協定の有効期間満了の6か月前までに、甲及び乙のいずれかから延長の申し出があったときは、更に5年間継続するものとし、その後も同様とする。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、それぞれ署名の上、各1通を保有する。

平成27年4月1日

甲： 広島県東広島市鏡山一丁目3番2号
国立大学法人広島大学
学長 越智光夫



乙： 東京都千代田区霞が関一丁目3番1号
国立研究開発法人産業技術総合研究所
理事長 中鉢良治

